

志賀原子力発電所2号機運転差止請求訴訟判決について

平成21年3月18日
原子力安全委員会委員長談話

1. 本日、名古屋高等裁判所金沢支部において、北陸電力(株)志賀原子力発電所2号機に対する運転差止請求訴訟に対する判決が言い渡され、同発電所2号機について運転差止請求を棄却することとされたことと承知している。
2. 民事訴訟であり、判決に関するコメントは差し控えたいが、同号機の耐震安全性については、原子力安全委員会としては、以下のように考えている。
3. 原子力安全委員会では、平成18年9月に、地震学、地震工学等の最新の知見を反映して「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」(耐震指針)を改訂しており、現在、耐震安全性の一層の向上に資する観点から、新耐震指針に照らして、既設の原子力発電所の耐震安全性の確認(バックチェック)を進めている。
4. 志賀原子力発電所2号機については、北陸電力(株)がまとめた中間報告に関する原子力安全・保安院の確認結果について報告を受け、当委員会の耐震安全性評価特別委員会において、関係分野の専門家により審議を重ねた結果、本年2月18日に、当委員会として、耐震安全上重要な機器については耐震安全性が確保されているとの確認結果を妥当と判断したところである。その他の原子力発電所についても、引き続き、厳格に安全を確認していきたいと考えている。
5. 当委員会としては、今後とも、最新の科学的知見を反映して、原子力施設の安全性を確保するための取組を進めてまいりたい。